

「子ども・子育て支援新制度」について（概要）

1 関係法令 平成 24 年 8 月 22 日公布

- (1) 子ども・子育て支援法
- (2) 認定こども園法の一部を改正する法律
- (3) 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法の一部改正等）

2 新制度の施行期日

平成 27 年 4 月 1 日予定

3 新制度の主なポイント

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」、「保育の量的拡大・確保」、「家庭や地域での子ども・子育て支援の充実」を図ることを目的

- (1) 幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付制度（地域型保育給付）の創設
- (2) 認定こども園制度の改善（新たな「幼保連携型認定こども園」の創設）
- (3) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実（地域子ども・子育て支援事業）
- (4) 市町村が実施主体…市町村は地域のニーズに基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」を国の基本指針を踏まえて策定し、計画に基づく給付・事業を実施
- (5) 「子ども・子育て会議」の設置（国・地方版、当事者・関係者が政策プロセス等に参画）

4 給付及び事業の概要

(1) 子ども・子育て支援給付

- ① 施設型給付 幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付制度に統一
 - ・市町村が客観的基準に基づき保育の必要性を認定（認定証の交付）
 - ・市町村の関与のもと、保護者が自ら施設を選択・契約し、保育料等は施設が利用者から徴収（保育所は市町村と利用者との契約。私立保育園へは市町村から委託費を支出）
- ② 地域型保育給付 施設・事業者と利用者との直接契約
 - ・小規模保育 利用定員 6～19 人
 - ・家庭的保育 利用定員 1～5 人
 - ・居宅訪問型保育 利用者の自宅に保育士が訪問して児童を保育
 - ・事業所内保育 従業員のほか一定程度地域で保育を必要とする子どもを保育
- ③ 児童手当

(2) 地域子ども・子育て支援事業（法定 13 事業）

- ① 地域子育て支援拠点事業
- ② 一時預かり事業
- ③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ④ ファミリー・サポート・センター事業

- ⑤ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 延長保育事業
- ⑧ 病児・病後児保育事業
- ⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、設備運営基準を条例で定める。）
- ⑩ 妊婦健康診査
- ⑪ 利用者支援事業（新規、相談・必要な情報の提供・助言等を行う事業）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規、教育・保育に必要な物品購入費等の助成）
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業（新規）

5 「子ども・子育て会議」の設置

【国】子ども・子育て会議をH25年4月に設置し、市町村及び都道府県が策定する計画の作成に関する事項を含む「基本指針」を定めるなど、新制度の制度設計を実施中

【県・市】 子ども・子育て支援事業計画策定に当たり、合議制の機関を置くよう努める。

○審議事項等（子ども・子育て支援法第77条に規定）

- ① 特定教育・保育施設の利用定員設定に関する意見の聴取（法77条1項1号）
- ② 特定地域型保育事業の利用定員設定に関する意見の聴取（法77条1項2号）
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更する場合の意見の聴取（法77条1項3号）
- ④ 市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議（法77条1項4号）

6 市町村の役割

- (1) 地域での子ども・子育てに係るニーズの把握（ニーズ調査の実施）
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定（計画期間5年間、新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及び実施時期等を定める。）
- (3) 事業計画に基づいた給付及び事業の実施
- (4) 地域型保育事業者の認可
- (5) 認可を受けた施設・事業に対する給付対象の確認及び指導監督の実施
- (6) 保育の必要性の認定（施設型給付及び地域型保育給付に係るすべての児童が対象）
- (7) 保育の実施義務

7 事業計画策定及び新制度移行に向けた関係課による庁内推進体制

- 総務部行政管理課、広報情報課
- 市民参加協働部人権男女共同参画課
- 健康福祉部福祉課、健康推進課
- 商工観光部雇用促進室
- 教育委員会学校教育課
- 丸子、真田、武石地域自治センター健康福祉課
- こども未来部保育課、子育て・子育て支援課（事務局等）

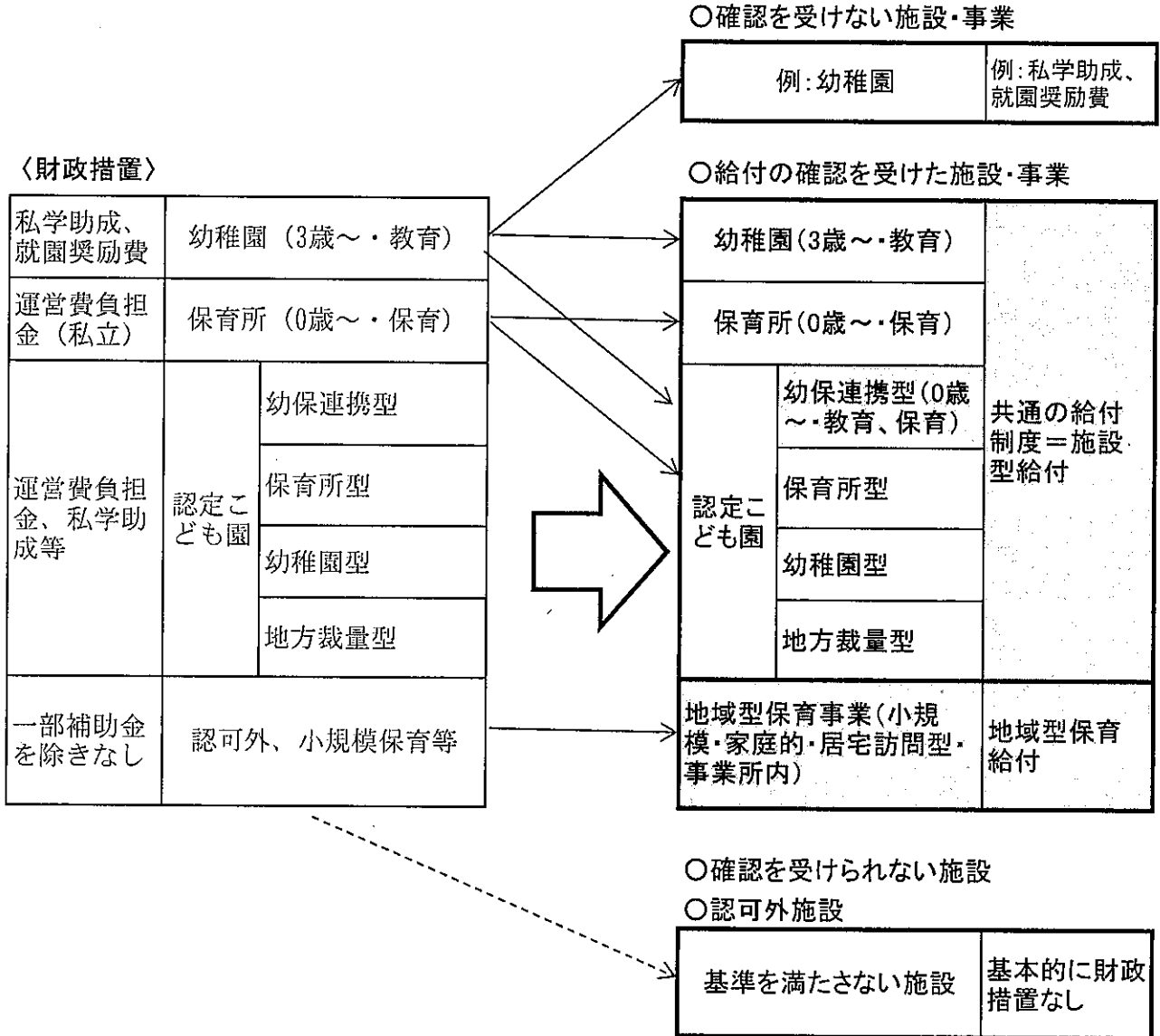
8 子ども・子育て支援新制度移行までの予定スケジュール

年度	事務及び検討事項	備考
25	「上田市子ども・子育て会議」の設置及び運営	市の条例により設置 設置条例施行 平成 25 年 10 月 4 日
	「子ども・子育て支援事業計画」策定に係るニーズ調査の実施	国が様式等を提示予定
	子ども・子育て支援事業計画の策定着手	国が基本指針を提示予定
	新制度管理電算システムの構築着手	国が仕様を秋頃示す予定
	新制度の一般的内容に関する広報 ① 広報紙などによる住民への周知 ② 事業関係者への説明会等開催	国では、リーフレット（25 年 2 月）、 広報・啓発用資料の作成、配布等
26	子ども・子育て支援事業計画の策定	※策定に際し県との協議が必要（広域調整、特に専門性の高い施策は県が実施主体）
	関係条例の制定 ① 特定教育・保育施設の運営基準条例 ② 地域型保育事業の設備運営基準条例 ③ 放課後児童健全育成事業の設備運営基準条例	H26 年 6 月又は 9 月議会（予定）
	新制度管理電算システムの構築 ※国の計画では、「全国総合システム」を構築し、 国・都道府県・市町村をネットワーク化	H26 年 10 月まで
	利用者負担の設定	国で骨格を H26 前半に示す予定
	認可施設等の給付対象確認事務	
	利用手続き等詳細の周知、広報	国では、施行準備の進捗状況に応じて自治体向け説明会を開催
	保育の必要性の認定事務	H26 年 10 月～
	保育園入所手続、市による利用調整、あっせん等	
	職員研修等	
27	4 月新制度スタート（予定）	

【現行制度】

【新制度】

※幼稚園及び保育所⇒認定こども園(幼保連携型・保育所型・幼稚園型等)へ移行する場合を含む。



2 「保育の必要性」の認定

現在の「保育に欠ける」かどうかの判断から、新制度では市町村が客観的基準に基づき「保育の必要性の認定」を行い、認定証を交付する。(施設型保育・地域型保育給付に係る全ての児童が対象)利用者は、認定内容に基づいて利用施設の選択・申込等を行う。

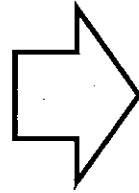
○保育の必要性の認定区分(「保育の必要量(長時間・短時間)」を併せて認定)

- ① 満3歳以上の保育が必要ない子ども
- ② 満3歳以上の保育が必要な子ども
- ③ 満3歳未満の保育が必要な子ども

3 認可、確認の新旧イメージ

【現行制度】

区別	施設認可主体	財政措置
幼稚園	都道府県	○ 私学助成等
保育所	都道府県 指定都市 中核市	○ 運営費負担金 (私立)
認定こども園	【認定主体】都 道府県	○ 運営費負担金、 私学助成等
認可外施設	—	×
小規模保育等	—	△ 一部補助金有



【新制度】

区別	認可主体	施設型・地域 型給付の確 認主体	財政措置
幼稚園	都道府県	市町村	○ 施設型給付
保育所	都道府県 指定都市 中核市		
認定こども園	【幼保連携型認可】 都道府県・指定都 市・中核市 【その他の認定】都 道府県		
地域型保育(小 規模・家庭的・居 宅訪問型・事業 所内)	市町村		○ 地域型保育給付

(施設型・地域型給付の確認を受けない施設)

幼稚園	都道府県	—	○ 私学助成、幼稚園 就園奨励費
認可外施設	—	—	×